

令和7年8月26日

明和町建設工事等の最低制限価格における端数処理について（変更）

みだしの件についてお知らせいたします。

明和町におきましては令和7年4月より、工事及び製造の請負について、最低制限価格を「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（以下、「公契連モデル」という。）に基づいて運用しているところです。

この度、**令和7年10月以降に発注**（入札及び随意契約）する工事や製造の請負等につきまして、**最低制限価格の端数処理を、「千円未満処理から万円未満処理へと変更する」**ことといたしましたのでご承知おきのほどよろしくお願いいたします。

記

1. 対象

令和7年10月以降に発注する入札における原則全ての建設工事（製造の請負等含）

2. 端数切り捨て（切り上げ）の単位

下記3.（1）～（4）を円単位まで計算し合計した金額（最低制限価格）の**端数については、万円未満切り捨て**とする。

（ただし、設計額の75%未満となる場合は万円未満切り上げとする）

3. 最低制限価格（消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額）算出法

（1）直接工事費の額×0.97

（2）共通仮設費の額×0.9

（3）現場管理費の額×0.9

（4）一般管理費等の額×0.68

※（1）～（4）の項目を円単位まで計算し（円未満は切り捨て）、その合計額を最低制限価格として求める（ここまでの運用については従前と変更無し）。

その後の端数処理について、万円未満切り捨て（もしくは切り上げ）とする。（参考資料参照）

以上

明和町 総務課 管財係

参考資料

最低制限価格の考え方（例）

単位：円

項目	設計額	最低制限価格
(1) 直接工事費の額	4,336,578	$4,336,578 \times 0.97 = 4,206,480$
(2) 共通仮設費の額	455,643	$455,643 \times 0.9 = 410,078$
(3) 現場管理費の額	589,952	$589,952 \times 0.9 = 530,956$
(4) 一般管理費等の額	898,760	$898,760 \times 0.68 = 611,156$
	計 6,280,933	計 5,758,670

算出された最低制限価格は 5,758,670 円（10,000 円未満切り捨て）⇒5,750,000 円
5,750,000 円（最低制限価格）÷6,280,933 円（設計額）≒91.5%
（この場合、9.2/10（92%）から 7.5/10（75%）の範囲内である）

上記の計算結果をそのまま採用することから、最低制限価格は 5,750,000 円となる。

<新旧対照>

旧：算出された最低制限価格は 5,758,670 円であるため、**千円未満**の単位を切り捨て（設計額の 75%未満となる場合は千円未満切り上げ）た結果、5,758,000 円となる。

新：算出された最低制限価格は 5,758,670 円であるため、**万円未満**の単位を切り捨て（設計額の 75%未満となる場合は万円未満切り上げ）た結果、5,750,000 円となる。